教学第2586号

令和4年1月28日

各小中学校長　様

浜田市長　久保田　章　市

浜田市教育委員会

教育長　　岡　田　泰　宏

浜田市立小中学校の学校再開について（通知）

　このことについて、市立小中学校を令和4年2月1日（火）から下記のとおり再開することに決定しました。

つきましては、各学校において、適切に対応いただきますようお願いします。

なお、**学校再開後、本人及び家族の健康並びに感染に不安のある児童生徒が保護者の判断で登校しない場合に、学校長の判断により欠席扱いとはせず、出席停止とすることができることを保護者へ周知してください**。

また、下記の取扱いについて、各学校のホームページや一斉メール等を　活用して、保護者への周知に努めてください。

記

1. 学校再開について

令和4年2月1日（火）から原則通常どおり再開します。

2　学校再開に当たっての留意事項について

（1）基本的な感染症対策（マスク着用、三つの密の回避、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など）を徹底してください。

（2）家庭と連携し、毎朝の検温及び体調確認を行ってください。

（3）次に該当する場合は、児童生徒の登校を控えるようにお願いしてください。

ア　児童生徒本人又は同居家族に発熱等の体調不良がみられる場合

イ　同居家族がPCR検査等を受ける場合（検査結果が判明するまで）

（4）次のような学習活動は、特に感染リスクが高いことから、原則、実施しないでください。ただし、実施する場合には、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの対策を徹底してください。

ア　長時間活動するグループ学習や身体接触を伴う活動

イ　理科における児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察

ウ　音楽科における室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

エ　図画工作科や美術科における児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

（裏面へ）

オ　家庭科における児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

カ　保健体育科における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

（5）新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識（感染症対策、偏見や差別防止等）の指導を徹底してください。

（6）上記以外の感染症対策及び学校運営等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」におけるレベル3地域の取扱いに準じて適切に対応してください。

3　学校給食について

令和4年2月1日（火）から再開します。

※ 食事前の手洗いを徹底するとともに、原則「黙食」としてください。

4　放課後の子どもの居場所について（小学校のみ）

令和4年2月1日（火）から2月18日（金）まで各小学校に「放課後の子どもの居場所」を開設します。

この運営は、放課後児童クラブが行います。

開設方法等について、各放課後児童クラブから各小学校へ相談がありますので、ご協力をお願いします。

5　部活動について（中学校のみ）

令和4年2月1日（火）から2月20日（日）まで、令和3年4月22日付け学教第300号の通知による取扱いに加え、次の条件を付して可能とします。

・活動時間を平日90分以内、土日祝日120分以内とすること。（準備・片付けにかかる時間を含む。活動場所への移動時間を除く。）

・できる限り少人数単位での活動とすること。

・練習試合、合同練習等、他校と交流する活動は禁止する。

6　その他

（1）放課後児童クラブ及び部活動の2月21日（月）以降の対応については、感染状況等を踏まえ、改めてお知らせします。

7　学校再開に関する問い合わせ先

（学校の再開に関すること）

　　連絡先　浜田市教育委員会学校教育課

　　電話　　0855-25-9710

（給食に関すること）

　　連絡先　浜田市教育委員会教育総務課

　　電話　　0855-25-9701

（放課後児童クラブに関すること）

　　連絡先　浜田市子育て支援課

　　電話　　0855-25-9331